

財務報告に係る内部統制構築基本方針

当社は、金融商品取引法第24条4の4の定めに基づき、当社および連結子会社の有価証券報告書等における財務計算報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の作成にあたっての基本方針を以下のとおり定める。

なお当社および連結子会社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁企業会計審議会）を基本とし、統制環境の整備と文書化を行い、内部統制の整備および運用状況の有効性について評価し、その結果を内部統制報告書として連結会計年度毎に適時開示する。

1. 財務報告に係る内部統制

(1) 定義

当社の財務報告に係る内部統制は、基本的に「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」並びに「資産の保全」の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ組織内のすべての者により遂行されるプロセスをいい下記の6つの基本的要素から構成する。

- ① 統制環境
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動
- ④ 情報と伝達
- ⑤ モニタリング（監視活動）
- ⑥ IT（情報技術）への対応

(2) 内部統制体制

- ① 当社および連結子会社の内部統制が有効に機能するよう、体制整備や関連諸規程の策定等、内部統制に関連する一連の企画・作業・管理を統括的に行う内部統制担当部署を定める。
- ② 適正な財務報告を確保するため、当社経営理念に基づき、信頼性のある財務諸表の作成に必要な組織の構築および人材の確保・配置を行う。
- ③ 財務報告の重要な事項に不正リスクを低減させるため、職務権限および業務分掌の明確化および関連業務マニュアルを整備する。
- ④ 財務報告に関する部門の管理者および使用人は、財務会計および管理会計のほか関連法令等に精通するスキルを習得するため、随時研修等の研鑽を行わなければならない。

(3) 報告および承認手続き

日常的業務における報告および承認手続き等は、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、人員配置図により明示する。

内部統制に関する手続きや不備事項についての対応に係る承認は、内部統制担当部署の担当役員において行い、担当役員が重要と判断した事項は取締役会に報告する。

(4) モニタリング（監視活動）

- ① 日常的モニタリング

内部統制の有効性を確保するために、経営管理手法や業務改善手法等の通常の業務に組み込まれ統制を行う。

② 内部監査

内部統制の有効性を評価するため、内部監査担当者は内部監査規程に基づき内部統制に係る監査方針を策定し当該方針に基づく内部監査を実施する。

③ 独立的評価

経営者、取締役、監査役等は、通常の業務から独立した視点で、定期的または随時に内部統制の評価を実施する。

④ モニタリング報告

内部統制上の問題に適切に対処するため、職務権限規程、業務分掌規程および決裁規程に基づき、人員配置図により当該問題の程度に応じて組織内の適切な者に情報を報告する仕組みを整備する。(役員報告を含む)

(5) 連結子会社の対応

① この基本方針における連結子会社とは、内部統制の文書化および有効性評価の対象となる拠点をいう。

② 連結子会社は当社が策定した基本方針等に則り、体制整備、有効性評価を実施する。

③ 連結子会社の内部統制に関する事項は、連結子会社の担当部署と当社の内部統制担当部署および内部監査担当部署が協議のうえ実施する。

(6) リスク管理の対象範囲

リスクの高い領域を重点的に管理するため、連結ベースにおけるリスクの重要性分析を行い、内部統制の文書化および有効性評価を行う対象範囲(拠点、勘定科目、業務プロセス等)を選定する。

2. 文書化

上記により選定した対象範囲に基づき、内部統制についての文書化を行う。

(1) 全般統制

統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応に関する全社的な統制活動を文書化する。

(2) 個別統制

① 決算・財務報告書等の作成における統制活動を文書化する。

② 重要な業務プロセスにおける個別の統制活動を文書化する。

(3) IT統制

IT全般に関する統制活動と個々のアプリケーション・システムの機能に関する統制活動について文書化する。

3. 評価

毎年度末を基準日とし、以下の項目毎に内部統制の有効性評価を実施する。

(1) 整備状況の評価

内部監査担当部署は、当社および連結子会社における統制活動およびリスク・コントロ

ールが適切に設定されていることについて、整備状況の評価を行う。

(2) 運用状況の評価

内部監査担当部署は、当社および連結子会社における統制活動が適正に実施されていることについて、運用状況の評価を行う。

(3) 有効性評価の確認

内部統制担当部署は、内部監査担当部署の評価結果の報告に基づき、統制活動が有効に機能していることを確認する。

4. 承認

内部統制担当部署は、当社および連結子会社の内部統制の有効性評価の結果について纏めた内部統制報告書を作成し、取締役会にて承認を得る。

【附 則】

施行日 2013年11月1日

制定日 2013年10月8日